

## 交通政策審議会海事分科会第56回船員部会

(成瀬専門官) それでは、皆さんお揃いですので、ただ今から交通政策審議会海事分科会第56回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の成瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中16名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

最初に、事務局を務めております海事局に異動がございましたので紹介をさせていただきます。

7月8日付けで船員政策課長の多門が異動し、その後任として高田が着任いたしております。

(高田船員政策課長) 船員政策課長の高田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(成瀬専門官) 同じく、船員政策課総括課長補佐の田中が異動し、その後任として吉田が着任いたしております。

(吉田船員政策課課長補佐) 課長補佐の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

(成瀬専門官) 海技課企画調整官の山崎が異動し、その後任として石田が着任いたしております。

(石田企画調整官) 石田でございます。よろしくお願いいたします。

(成瀬専門官) 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。議事次第、配布資料一覧とございまして、次からが資料となります。資料の番号は右上に記載してございます。

まず、資料1として、「交通政策審議会への諮問について」「諮問第203号 船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金及び漁業（大型いか釣り）最低賃金）の改正について」というものが1枚になります。その参考資料として、資料の1-2として「船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問について」10枚になります。下にページを振ってございます。

以上でございますが、資料の方、行き届いておりますでしょうか。資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

(落合部会長) それでは、早速議事に入りたいと思います。お手元にあります議事次第

の議題1、船員に関する特定最低賃金の改正についてという議題であります。最初に事務局の方から説明をお願いいたします。

(小久保安全衛生室長) 安全衛生室長の小久保でございます。よろしくお願いいたします。  
議題1の船員に関する特定最低賃金の改正についてご説明申し上げます。

まず、資料1をご覧ください。これは国土交通大臣から交通政策審議会会長宛の諮問文でございます。最低賃金法第35条第7項におきまして、国土交通大臣は最低賃金を改正する場合には交通政策審議会の意見を聴く旨規定されておきまして、その趣旨に沿って今回諮問するというところでございます。最低賃金につきましては、現在、内航船、旅客船、遠洋まぐろ、それから大型いか釣りの4業種決まっております。この全てについて最低賃金の改正について諮問するというところでございます。

それでは、資料を1枚めくっていただきまして、資料1-2でございます。船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問についてということで、まず1の概要でございます。最低賃金は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するために設定するものでございまして、船員に関しましては国土交通大臣が交通政策審議会の調査審議を求めて、その意見を聴いて決定するということになっております。

2が設定業種でございます。先ほどご説明したとおり、船員の最低賃金については4業種決まっております。内航船に乗り組む船員につきましては昭和43年度から、旅客船につきましては48年度から、それから漁船員、遠洋まぐろ、大型いか釣りににつきましては56年度からそれぞれ設定されております。

3といたしまして諮問業種でございます。今年度につきましては、船員の生計、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮いたしまして、内航船、旅客船、遠洋まぐろ、大型いか釣り、4業種全てについて最低賃金改正の諮問をさせていただき、ご審議をお願いしたいということでございます。

また、審議にあたりましては、最低賃金法の規定によりまして、最低賃金専門部会を設けましてそれぞれ審議していただくということになっておりますので、この件も併せてよろしくをお願いいたします。以上でございます。

(落合部会長) それでは、本件につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にならざるやうでありますので、全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金、漁業(遠洋まぐろ)最低賃金及び漁業(大型いか釣り)の最低賃金の改正に関する審議、これにつきまして、船員部会運営規則12条1項の定めによって、船員部会に、最低賃金法37条2項の規定に基づき、最低賃金の決定又は改正の決定の審議に必要な数の最低賃金専門部会を置くということにされておりますので、本日の4業種について、それぞれ最低賃金専門部会というものを設置して審議を行うことにしたいと思っておりますけれども、これでよろしいでしょうか。

じゃあ、特にご異議がないようですので、そのようにさせていただきます。そういたしますと、専門部会のメンバーをどうするかということになりますが、この点につきましては、船員部会運営規則12条5項の規定によって、船員部会長が指名をするということになっております。具体的な人選につきましては、事務局等相談しながら進めてまいりたいというふうに思いますので、私にご一任いただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

そういたしますと、本日予定しておりました議事というのは全て終了ということになりますけれども、何かありますでしょうか。じゃあ、事務局の方から。

(小久保安全衛生室長) 前回の船員部会において、高橋委員の方から質問がございました。外国人漁船員の死傷災害が多く発生していると。その防止対策如何ということでございました。皆様ご承知のとおり、漁船につきましては外国人船員に限らず一般船舶より死傷災害が多く発生しております、その発生率は2倍近くになっております。また、その特徴は、約6割が漁船特有の作業であります、漁労作業や漁獲物取扱作業などの際に発生しているというふうになっております。

このような状況を踏まえまして、今年度の船員災害防止実施計画におきまして、漁船における死傷災害防止対策ということを重点対策の1つとして掲げまして、作業用救命衣等の防具の着用、悪天候時の作業の中止などをその防止対策を推進することとしております。また、9月の船員労働安全衛生月間や年末年始の安全総点検時、さらには運航労務監理官の監査時におきましても、より一層その防止対策の指導徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、外国人漁船員につきましては、言葉の違いによる意思伝達や指示の行き違い、あるいは習慣の違いに起因する船員災害を防止するために、安全衛生教育の徹底、それから外国語による作業マニュアルの活用、外国語による危険等に関する表示等の安全衛生対策を推進しているところでございます。以上でございます。

(落合部会長) 高橋委員、よろしいでしょうか。

(高橋臨時委員) どうもありがとうございました。なお一層、安全対策を指導していただきたいと思います。ありがとうございました。

(落合部会長) それでは、続いて小型船舶漁船ですね。AIS設置に関連して、事務局の方から。

(黒田安全監理室長) 安全政策課でございます。前回の部会におきまして高橋委員の方からご指摘がございました、漁船へのAISの設置の関係でございます。これにつきましては、一昨年の9月に発生いたしました貨物船のNIKKETIGERと漁船堀栄丸の衝突事故を受けまして、運輸安全委員会から、特に外洋で航行、操業する漁船に対してAISの早期普及策を検討するようにと、こういうご意見を国土交通大臣、それから水産庁長官の方にいただいたところでございます。

この意見を受けまして、国土交通省におきましては、漁業者の方の人命に関わる重要な問題でございますので、直ちに水産庁、総務省、それから海上保安庁に呼び掛けをいたしまして、漁船へのA I Sの普及に関する検討会を設置いたしまして検討を行ってきたところでございます。

検討会におきましては、漁船へのA I Sの普及に当たりましては、漁業者の方のA I S設置に係る費用の面、それから手続の面での負担というのがございますので、そういうものを軽減していくということが重要ではないかということで、そのための対策を講じることとしたところでございます。

具体的には、水産庁におきまして、A I Sの設置費用、これを実質的にカバーすることができる助成措置などを講じるとともに、総務省におきましても、無線局の開設手続の簡素化などの手続面の措置を講じたところでございます。こういった措置を講じてまいりまして、漁船へのA I Sの普及がこれから大きく進んでいくということを私どもとしては考えているところでございます。以上でございます。

(落合部会長) 高橋委員、いかがでしょうか。

(高橋臨時委員) ありがとうございます。引き続き、完全設置をされるように努力をしていただきたいと思います。

(落合部会長) それでは、続きまして立川委員の質問事項である、この辺につきまして事務局の方からお願いします。

(吉田船員政策課課長補佐) それでは、前回の船員部会で立川委員からご質問いただきました事項、交通政策基本計画と基本政策部会につきまして、船員に関係するものでありますので、船員部会で報告をして実質的な議論をすべきであるということ、さらに、そもそも船員に関係する事項を扱う審議会等につきましては、全日本海員組合を参画させるべきというご意見をいただきました。こちらについて回答させていただきます。

まずは交通政策基本計画ですが、この計画につきましては、現在、交通体系の整備、その他の交通政策であって、総合的かつ基本的なものを扱う交通体系分科会において、各モード横断的に審議をしておるということでございますので、船員関係について船員部会で議論を行うということになりますと、両者の役割分担が不明確となりますので、そこは適切ではないと考えております。ただ、交通体系分科会とその下の計画部会につきましては、全日本交通運輸産業労働組合協議会の方が労働者の立場から委員に入っておられるところでございます。

また、基本政策部会につきましては、こちらは海事行政全般についての検討の場ということで、海事行政を横断的に審議しているものでありますので、こちらも交通体系分科会と同様、船員関係については船員部会で議論を行うということになりますと両者の役割分担が不明確となりますので、適切ではないと考えております。

また、基本政策部会の委員につきましては、海事行政の現状について客観的な視点でご意見をいただくという趣旨から、使用者側、労働者側を含め業界関係者の方には委員に入

っていただいております、外部の有識者の方にご審議をお願いしておるところでございます。しかしながら、基本政策部会においては、施策の今後の方向性を検討するにあたって関係者の方にもヒアリングを行うこととしておりまして、海事産業を支える人材の確保、育成につきましても、全日海にご意見をいただく機会を設けるという方向で検討しておるところでございます。

(落合部会長) 立川委員、いかがでしょうか。

(立川臨時委員) ご回答ありがとうございます。今、お話を伺いますと、この船員部会の中で審議をし、その意見反映を直接的に行うというようなことで回答をいただいたと、その趣旨での回答をいただいたといことになるかと思うんですが、この場の中での意見交換ないしは報告というような面も含めてノーだということなんですか。

(落合部会長) 事務局の方から。事務局の今の説明の趣旨であらうと思いますが、今、立川委員の理解のようなものでよろしいのかどうか、その辺りいかがですか。

(吉田船員政策課課長補佐) 今、私の方から説明させていただいた趣旨は、別途、交通体系分科会であったり基本政策部会で審議をしておるものですので、改めて船員部会でも実質的な議論をするのは適切ではないという趣旨でございます。

(立川臨時委員) 前回、私が申し上げたのは、そういう部分も含んでおりますが、この場において意見交換をすると。この場で決定をするということではなくて、意見交換をしたらどうですかと。その辺については、公益委員の方、先生方からも少しサポートの意見があったかと思うんですが、そういう面も含めてということなんですか。

(吉田船員政策課課長補佐) 決定はせずに議論をするという点につきましては、議論をした、いただいた意見をじゃあどう扱うのかというところが不明確になりますので、基本的には議論につきましては各分科会、部会でやっていただくのがいいというふうに考えております。

(落合部会長) そういう趣旨の回答だそうですが、いかがですか。

(立川臨時委員) そうしたら、また少しお願いですが、この中で意見交換といいますか論議をして、責任のない形で意見交換をする、ないしはこの会議の中ではなくて勉強会的なものを設けるということは可能なんですか。

(吉田船員政策課課長補佐) その点につきましては、すぐにはここではお答えできないので。

(高田船員政策課長) 先ほど説明をいたしましたとおり、海事行政の基本政策部会の議論につきましては、別途意見を伺うような場を設けたいと思っておりますので、それも参考というふうに思っているところでございます。また、報告がまとまった段階で、そういうのが答申なりまとまった段階でそういうものをご議論させていただくということがもし必要であれば、またそこはご相談をさせていただければというふうに考えております。いずれにしましても、基本政策部会の審議につきましてはご意見を伺うという機会はまた別途ご相談をさせていただければというふうに思っております。

(立川臨時委員) ぜひ、船員部会という中での論議ができないということであれば、メンバーはどのような形になるかわからないですが、勉強会的なものを設けて、ここにおられる方々も含めて、共通理解ができるような場を設けていただきたいというふうに私は思います。よろしくお願いします。

(落合部会長) それじゃあ、基本政策部会は基本政策部会の考え方、方針に基づいて審議を行って、一定の基本政策というものを打ち出していくと。そういう役割を持った部会であろうというふうに思います。

それに対して、当船員部会は基本政策的な視点を直接のターゲットにして議論をするという形での議題は上がってきていないわけなので、したがって、船員部会としてどうのこうのというのは基本政策部会との関係で整理するのに若干の困難があるのではないかなという気がいたしますけれども、同時に前回の方に対しても、聞いているところでは、基本政策部会としてもヒアリングを行い、全日海のお考えというものを基本政策部会においても反映、それを提示していくということを聞いておりますので、そういうヒアリングという方法を通じて、通じているのみでは不十分だという部分がもしあるとすれば、その部分について、この船員部会が対応するというのはちょっと整理が難しいような気がいたしますが、その辺のところも含めて、各部会が設置されている趣旨というものと矛盾しないような形で何らかの、労使、公益も入って議論すべき問題というものがあり、議論するのが適当であるというように判断されるような場合については、事務局の方もそれが何らかの形で実現できるように検討もするというようなことで、その辺のところ、少し事務局の方でも検討をしていただきたいというふうに思います。

したがって、基本政策部会と交通政策基本計画、それから基本政策部会との関係についてもちょっと整理して、バッティングが生じないような形での解決ということを踏まえた上で、どのように進めるかということも検討を続けてほしいというふうに思います。

それから、前回の船員部会で平岡委員の方からもご質問が出たわけですが、この点につきまして事務局の方から。

(吉田船員政策課課長補佐) 前回の船員部会で平岡委員から質問のありました、架橋と競合し、フェリー、旅客船の航路存続に影響を及ぼすことが懸念される航路について、どのような具体的な対策が検討されているのかという点ですが、本日、宇野高松間地域交通連絡会議が開催されておるところでございますので、その検討の進捗状況を踏まえて、また別途、船員部会に報告をさせていただきたいというふうに思っております。

(落合部会長) 平岡委員、いかがでしょうか。

(平岡臨時委員) 本日、検討委員会が開かれているということで、その中身がわかればこの場でまたご報告いただく。そういうことでしょうか。

(吉田船員政策課課長補佐) はい。

(平岡臨時委員) お願いしたいのは、委員会を開いて、ただ単に論議したとかそういうことではなくて、具体的にやはり国も関わっているわけですから、地方自治体に何らかの

指導なり、具体的な施策が出るように検討会の中で回答を出していただければというふうに思います。その辺よろしくをお願いします。

(落合部会長) そうすると。

(森田臨時委員) 今の点でよろしいですか。

(落合部会長) どうぞ。

(森田臨時委員) 地域協議会は宇野高松間だけではなくて、架橋並行航路というのは沢山あるわけで、その他の地域についてはどういうお考えをお持ちですか。

(吉田船員政策課課長補佐) それでは、その他の地域含めまた担当課の方にご意見伝えまして、改めてご報告をさせていただきます。

(森田臨時委員) ということは、架橋並行航路については全ての地域についていずれかのタイミングでご報告いただけると、こういう理解でよろしいですか。

(吉田船員政策課課長補佐) 担当課の方と相談をさせていただいて、また対応についてご説明させていただきます。

(落合部会長) 森田委員、よろしいですか。

(森田臨時委員) はい。

(落合部会長) そういたしますと、前回の船員部会で出た質問に対する回答は以上のとおりということであります。ほかに何かございますでしょうか。どうぞ、高橋委員。

(高橋臨時委員) 船舶職員法の20条特例で要請をしておきたいというふうに思います。ご承知のとおり、船舶職員法の20条特例、これは当然、安全問題に直結する重大なものだということをご承知のとおりだと思います。

よもや労使が承認すれば、国交省も認めるような無責任な対応はまずしないと思いますけれども、今日、要請をしておきたいのは、最近、東日本大震災で被害を受けた一部の漁業種で代替建造が進み、そのときにトン数も大きくし、またエンジンの出力もアップをした。そうすると、エンジン関係の船舶職員の配乗表が変わりますから、従来は一等機関士が必要でなかったものが当然一等機関士が必要になってくる状況になってまいりました。

業界の方でも、当然、該当する船舶職員を探したでしょうけれども、探してもいないので、20条特例で免除していただきたいと、というような話が出てきております。当然、新船を作る段階からエンジンの出力をアップさせるということになると配乗表が変わるというのは、承知なはずで、これがどうもないがしろにされたまま船が建造されてきたと、いうことのようにございます。

現在、各地域で、水産庁も国交省からも、かなりの支援をいただきながら、船舶職員の養成講座なり、それから各企業が努力をして在籍乗組員を船舶職員の資格を取らせるような講習に参加をさせたり、血眼になって、船舶職員の養成している状況にございます。

その中で、労使が認めれば安易に国交省の方は20条特例を承認をするんだ。こういうことでは安全が著しく損害をされる。こういうことのないようにしてほしいと思います。特に20条特例の小委員会とはとくに使命が終わって解散をしているわけですから、そう

いう状況の中で、今後は20条特例で対応する船舶は私はもう必要もないと思っております。厳格にこの法律を運用していただきたいと。これを強く要請をしておきたいと思いません。以上です。

(落合部会長) ほかにございますでしょうか。

(池谷臨時委員) 前々回の船員部会の中におきまして、当方の方から外航船員の確保、育成に関わる要望として、量的確保に向けた検討の場、その内容についてこの場で確か論議したはずなんですが、それ以降、その論議を踏まえて海事局、事務局の方で船員部会での論議を踏まえた上で調整を図るという形でその場は終わってしまっていて、その後、何らかの連絡があるかというふうに私どもも思っていたんですが、一向にその辺りの調整結果等々についてのご連絡はございません。今どのような状況になっているのか、どのレンジで進めようとしているのか、その辺の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

(落合部会長) それでは、事務局の方をお願いします。

(高田船員政策課長) ただ今ご質問のありました件につきましては、今ご指摘ありましたように、前々回の部会においてご発言があったと承知しておりますが、引き続き検討しているところでございますので、なるべく早く別途ご相談申し上げたいというふうに考えております。

(池谷臨時委員) 具体的にはいつ頃ですか。

(高田船員政策課長) 申し訳ありません。いつかというのはまた調整をしたいと思いませんけれども、なるべく早くというふうに考えております。

(池谷臨時委員) この船員部会の中でもう何度もこの話はしていますが、調整を図る、また実務者レベルでの話合いの場においても、関係者が集ってそれぞれの考え方というのは海事局側の方に投げている状況というのがございます。

これまでの論議を踏まえれば、速やかにそのような場の設置を海事局が主体となって取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、できる限り早くその辺の調整を図っていただきたいということで再度要請したいと思います。

(落合部会長) ほかにございますでしょうか。平岡委員。

(平岡臨時委員) 関連はするんですけども、今、外航船員の話が出ましたが、内航船員についても検討会の中で、来年には約800から2,100人不足すると予想されています。

その辺も踏まえまして、もう時期も迫っていることから、この不足人数、出された人数を、例えばどの様に充足していく、補充していく、増加させていくというような考え方なのか、また、現在どの様な状況になっているのか、また5年後にはさらに不足することになっていきますので、今後、量的確保も含めた協議の場を設置できるのであれば、そういう場を設置していただければと思いますが、いかがでしょうか。

(落合部会長) 事務局の方で何かございますか。

(高田船員政策課長) ご指摘のとおり、内航船員の不足につきましては従来から言われ

ている問題でございますので、我々もいろいろと取り組んでいるところではございますが、そういったところの対策についてはまたご説明や意見交換など、また別途ご相談をさせていただければと思いますが、また調整をいたしましてご相談を申し上げたいと思います。

(落合部会長) 平岡委員、どうぞ。

(平岡臨時委員) 課長の方のお話では、例えば内航船員の量的確保とか、その辺の確保に向けての別途協議できるような場、そのような場を設けていくというような考え方があるということでしょうか。

(高田船員政策課長) どういったことをすればいいかも含めて検討させていただければと思いますが、そこも含めて整理をさせていただきたいと思います。

(落合部会長) ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、次回の日程等も含めて事務局の方からお願いいたします。

(成瀬専門官) 次回の部会の開催日程については、部会長にお諮りした上で改めてご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

(落合部会長) そういたしますと、56回の船員部会、本日で全て議事終了ということになります。暑い中、本当にご出席いただきありがとうございます。

了